

北海道内におけるジェネリック医薬品の 普及促進に関する調査

<調査結果に基づき改善通知>

総務省北海道管区行政評価局では、患者の医療費負担の軽減及び医療保険財政の収支の改善に寄与する観点から、道内のジェネリック医薬品の普及状況、医療機関等への指導状況等について調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について通知することとしましたので、公表します。

なお、本調査は、ジェネリック医薬品を主テーマとした総務省管区行政評価局による全国で初めての調査です。

【本件照会先】

総務省 北海道管区行政評価局 第一部第三評価監視官 神尾(かみお)
(電話) 011-709-2311(内線3137) (直通) 011-709-1804
(F A X) 011-709-1843 (Eメール) hkd13@soumu.go.jp

北海道内におけるジェネリック医薬品の普及促進に関する調査（概要）

背景等

- ・ 政府は、ジェネリック医薬品の数量シェア目標を平成29年中に70%、30年度から32年度末までの間に80%以上とする目標を設定
- ・ 道内の住民から当局の行政相談に、ジェネリック医薬品の使用に消極的な病院があり、薬代が高く困っているとの苦情

⇒ ジェネリック医薬品は先発医薬品に比べ薬価が安く、その普及は患者負担の軽減、医療保険財政の改善に寄与するもの
道内におけるジェネリック医薬品の普及状況や北海道厚生局の医療機関等に対する指導状況等について調査

【改善通知日】
平成28年6月10日

【通知先】
北海道厚生局

【関連調査対象機関】
北海道、市町村、保険医療機関、保険薬局、関係団体等

調査事項

主な調査結果

主な改善通知事項

市町村等における普及状況

・ 地域によってはジェネリック医薬品が十分に普及していない

普及促進に係る保険者の取組

・ 差額通知等を実施していない市町村国保や国保組合が存在

保険者に対する助言・指導

・ ジェネリック医薬品の普及が低調な市町村に対する助言を行っていない

医療機関に対する調査・指導等

・ 厚生労働省が示す方法による指導等となっていない

医療機関におけるジェネリック医薬品使用状況

・ 公的医療機関において、ジェネリック医薬品の使用状況に差あり

- 国民健康保険者別の使用割合を把握し、定期的な情報提供の実施
- 差額通知等が未実施の市町村国保や国保組合に対する助言・指導の実施
- 普及が低調な市町村に対する助言の実施

- 厚生労働省の示す方法による指導等の実施
- 医療機関の使用状況等を把握し、使用が低調な医療機関に対する指導の実施

1 北海道内の市町村等におけるジェネリック医薬品の普及状況

調査結果

市町村等における普及状況

(結果報告書p2～p6)

- 国保保険者(注)別のジェネリック医薬品の使用割合は、最高82.0%、最低37.1%と、その差は約45ポイントとなっており、地域差がみられる(表1)
 - ・ 平成29年中の政府目標である70%を超える国保保険者が37保険者、一方で50%未満も8保険者
 - ・ 各国保保険者は、自身の使用割合は把握しているものの、他保険者の使用割合を承知していないため、自身が全道の中でどのような位置付けにあるのか認識できず、自らのジェネリック医薬品の使用割合について評価できない
- 医療関係者が組合員である3国保組合のジェネリック医薬品の使用割合が全道平均(63.9%)以下。特に北海道医師国保組合の使用割合が41.5%と、道内183国保保険者において2番目に低調
(注) 道内179市町村、北海道医師国保組合、北海道歯科医師国保組合、北海道薬剤師国保組合、北海道建設国保組合(計183保険者)

普及促進に係る保険者の取組

(結果報告書p6～p9)

- 道内市町村国保の差額通知(注)の実施率は76.5%で全国平均の87.6%を下回る状況(道内179市町村国保中42市町村国保(23.5%)で未実施)(表2)
(注) 住民に対し、現在使用している先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更した場合の医療費削減額を通知するもの
- 道内4国保組合のうち3国保組合については、差額通知が未実施、さらに2国保組合については、保険証等に貼付するジェネリック医薬品希望シール等の配布も未実施

保険者に対する助言・指導状況

(結果報告書p9～p11)

- 北海道厚生局は、ジェネリック医薬品の使用割合が低調な市町村国保を把握していないため、使用割合の低調な市町村への助言を未実施
- 差額通知を実施していない市町村に対する助言等が徹底されていない状況有
- ジェネリック医薬品の使用割合が低調であり、かつ、差額通知等を実施していない国保組合に対して、文書による指導を行っていない

改善通知事項

(結果報告書p11)

- ① 道内の国保保険者のジェネリック医薬品の使用割合を把握し、国保保険者に対する使用割合の定期的な情報提供を実施
- ② ジェネリック医薬品の使用割合が低調な市町村国保に対する必要な助言の実施
- ③ 差額通知を実施していない市町村国保に対し、効果的に助言等を実施
- ④ 差額通知等を実施していない国保組合に対し、適切に指導を実施

2 北海道厚生局における医療機関等に対する指導状況

(1) 保険医療機関に対する調査・指導等の実施状況

調査結果

(結果報告書p34～p36)

医療機関に対する調査・指導

- ① 適時調査（施設基準の確認調査）
 - ・ 厚生労働省の指示では、施設基準の確認のため、原則年1回、適時調査を実施することとされているが、北海道厚生局では、人員体制及び予算の制約から、原則年1回の実施を3年に1回の実施
 - ※ 平成26年度の適時調査は、調査対象保険医療機関数3,323に対し、調査実施医療機関数183で、調査の実施率は5.5%
 - ・ 厚生労働省の通知では、施設基準を満たさない保険医療機関からの診療報酬返還金は原則5年分とされているが、北海道厚生局では、原則1年分に短縮して運用
 - ※ 平成26年度診療報酬返還金 3億8,946万円
- ② 集団的個別指導（高点数医療機関に対する指導）
 - ・ 厚生労働省の指示では、診療報酬明細書の1件当たりの平均点数が高点数であることを認識させ、保険診療の理解を一層深めさせるため、診療報酬明細書の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関順に選定し、集団的個別指導を実施することとされている。しかしながら、北海道厚生局では、北海道医師会から要請を受けたことを理由に、全ての保険医療機関を対象とした3年1巡方式の定数制に変更して実施しているため、高点数であることを認識させる指導となっていない。
- ③ 個別指導（診療報酬の請求等に適正を欠く医療機関に対する指導）
 - ・ 厚生労働省の指示では、保険診療の取扱い等を周知徹底することを目的として、支払基金等から情報提供等があった保険医療機関や、集団的個別指導の指導後、翌年度も高点数保険医療機関に該当する場合等に、個別指導を実施することとされているが、上記②の集団的個別指導の運用状況から、集団的個別指導の実施後も引き続き高点数となっている保険医療機関が個別指導の対象となり得ない状況

改善通知事項

(結果報告書p36)

- ① 原則年1回の実施に近づけるよう、医療機関を選定するとともに、診療報酬の返還金については、原則5年分とすること
- ② 高点数医療機関を指導対象として選定し、高点数医療機関に該当することを認識させること
- ③ 上記②の措置とともに、集団的個別指導の指導対象となった高点数医療機関が翌年度も高点数医療機関に該当する場合は、個別指導の指導対象とすること

(2) 公的医療機関におけるジェネリック医薬品の使用状況

調査結果

(結果報告書p43～p45)

ジェネリック医薬品に係る指導

- ① 国立医療機関におけるジェネリック医薬品の使用状況
 - ・ 北海道厚生局では、道内の約3,300保険医療機関を対象に、年間約260件（機関）の適時調査及び個別指導を実施しているが、ジェネリック医薬品の使用促進規定の遵守状況（使用状況、採用方針、処方方針等）について未確認
 - ・ 当局が道内のこれら保険医療機関のうち、15国立医療機関（病院）のジェネリック医薬品の使用状況を調査した結果、平成27年3月末現在、最高76.5%（釧路労災病院）から最低18.9%（登別病院）と各国立医療機関の使用状況に差がみられた（表3）
- ② 実地調査対象医療機関におけるジェネリック医薬品の使用状況
8国公立等医療機関における使用状況、採用方針、処方方針等について調査
 - ・ 月形国保病院は、町内唯一の医療機関であるが、ジェネリック医薬品の使用に消極的なため、町民はジェネリック医薬品の使用が困難
 - ・ 北海道大学病院は、検査で使用する造影剤について、外来患者には先発薬、入院患者はジェネリック医薬品と使い分けているため、外来患者は高額の薬剤費を負担
 - ・ KKR医療センターでは、保険薬局における先発医薬品からジェネリック医薬品への変更を認めていないため、先発医薬品を処方される患者は、ジェネリック医薬品を使用できない状況

改善通知事項

(結果報告書p46)

- ① 適時調査及び個別指導等の際には、ジェネリック医薬品の使用促進規定の遵守状況（使用状況、採用方針、処方方針等）について確認すること
- ② 上記①の措置の結果、ジェネリック医薬品の使用割合が低調となっている場合は、その原因を把握し、必要に応じ指導すること

表1 道内国保保険者別のジェネリック医薬品の使用割合
(平成27年10月時点)

順位	国民健康保険者名	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)
1	砂川市	82.0%
1	上砂川町	82.0%
3	奈井江町	80.8%
4	浦臼町	79.4%
5	歌志内市	78.9%
6	赤平市	78.5%
7	新十津川町	77.7%
8	雨竜町	76.7%
9	上富良野町	76.5%
10	滝川市	75.4%
	.	
	.	
	.	
174	新得町	51.0%
175	根室市	50.2%
176	美深町	48.8%
177	音威子府村	46.7%
178	今金町	45.6%
179	中川町	43.3%
180	標津町	43.1%
181	西興部村	42.8%
182	北海道医師国保	41.5%
183	中頓別町	37.1%
-	北海道平均	63.9%

○ 上記のうち、道内4国保組合の状況

全道順位	国保組合名	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)
120	北海道建設国保	62.1%
161	北海道歯科医師国保	55.2%
166	北海道薬剤師国保	53.6%
182	北海道医師国保	41.5%

(注) 北海道国民健康保険団体連合会の資料に基づき、当局が作成した。

表2 道内振興局管内別の差額通知の実施状況 (平成26年度)

振興局名称	管内市町村数	差額通知実施 市町村数	実施割合
空知総合振興局	24	22	91.7%
石狩振興局	8	8	100.0%
後志総合振興局	20	20	100.0%
胆振総合振興局	11	7	63.6%
日高振興局	7	5	71.4%
渡島総合振興局	11	10	90.9%
檜山振興局	7	5	71.4%
上川総合振興局	23	17	73.9%
留萌振興局	8	8	100.0%
宗谷総合振興局	10	6	60.0%
オホーツク総合振興局	18	10	55.6%
十勝総合振興局	19	9	47.4%
釧路総合振興局	8	7	87.5%
根室振興局	5	3	60.0%
北海道全体	179	137	76.5%

(注) 北海道厚生局及び北海道の資料に基づき、当局が作成した。

表 3

道内国立医療機関のジェネリック医薬品の使用状況（平成27年3月時点）

順位	施設名	所在地	病床数	後発医薬品使用割合	北海道厚生局による指導	指導種別	後発医薬品に係る指導の有無
1	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	釧路市	500	76.5%	H25.6.14	適時調査	無
2	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	旭川市	310	71.8%	H26.11.20	適時調査	無
3	独立行政法人国立病院機構帯広病院	帯広市	353	71.0%	H26.10.31	適時調査	無
4	北海道大学病院	札幌市	946	67.9%	H27.1.28	適時調査	無
5	旭川医科大学病院	旭川市	602	66.0%	H25.9.11	特定共同指導	有
6	自衛隊札幌病院	札幌市	200	65.9%	H28.3.11	適時調査	無
7	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	札幌市	520	64.9%	H27.2.12	個別指導 (一般)	無
8	独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院	札幌市	358	64.7%	H26.12.17	適時調査	無
9	独立行政法人地域医療機能推進機構 札幌北辰病院	札幌市	276	60.4%	H27.2.26	適時調査	無
10	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	岩見沢	312	60.4%	H26.8.19	適時調査	無
11	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	札幌市	500	53.5%	H26.12.18	適時調査	無
12	独立行政法人国立病院機構函館病院	函館市	310	53.0%	H27.11.13	適時調査	無
13	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院せき損センター	美唄市	157	36.0%	H25.7.19	適時調査	無
14	独立行政法人国立病院機構八雲病院	八雲町	240	19.5%	H27.8.20	適時調査	無
15	独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院	登別市	242	18.9%	H26.10.22	適時調査	無

(注) 当局の調査結果による。